

香美町農業委員会総会(第10回)議事録

- 1 開催日時 令和5年1月25日(水) 9:30～10:15
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(10人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 中村 成一
 - 委員 5番 井村 壽之
 - 6番 文堂 福一
 - 7番 米田 和弘
 - 9番 中村 彰男
 - 11番 田中 一馬
 - 12番 吉川 正人
 - 13番 橋本 幸長
 - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(4人)
 - 3番 岡田 久志
 - 4番 西村 功
 - 8番 門垣 日出男
 - 10番 山本 薫
- 5 出席農地利用最適化推進委員(5人)
 - 代表 1番 中川 君雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 5番 小林 隆夫
 - 副代表 8番 東垣 泰彦
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(4人)
 - 4番 原 君枝
 - 7番 田野 豊博
 - 9番 毛戸 良久
 - 10番 本上 純也
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 1月25日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 報 告
 - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2)合意解約通知について
 - (3)無線基地局の事業計画について
 - 第4 議案第32号 非農地証明願承認について
 - 第5 議案第33号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第6 議案第34号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について
 - 第7 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
 - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は6番「文堂福一委員」と9番「中村彰男委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、6番「文堂福一委員」と9番「中村彰男委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を1件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項3番として、無線基地局の事業計画を1件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております。県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっております。現地調査は行わなくてもよいことになっております。申請者は法定事業者となっておりますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第32号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから16ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第32号 番号1番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

<p>9番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>申請地は、小代地域局から西に入り温泉施設横を通り久須部地区手前を南、貫田キャンプ場方面へ約1km上りますと小代トイレがあります。そのトイレから100mほど上ったところ道路を挟んで右左にあります。</p> <p>現地は、50年ほど前に願い出人の祖父が杉を植林され、現況写真のように山林となっていました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第32号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>6番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第32号 番号2番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「田中一馬委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、国道9号に耀山口の三差路がありますが、そこから耀山方面に県道を800mほど上ったあたりにあります。</p> <p>字北山の現地は、笹が生えており原野となっていました。また、字上野田の現地は、樹木が生い茂り林野化していました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第32号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>7番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第32号 番号3番の非農地証明願について、1月20日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、香住道路の佐津インターチェンジから豊岡方面に約3kmのところを右側に約1kmほど入ったところにあります。</p> <p>現地は、現況写真のように約40年前から耕作放棄をされ、現在は樹木が生い茂り林野化しております。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第32号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第33号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①17ページから24ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第33号 番号1番の申請について、1月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、JR佐津駅から300mほど東に行きますと佐津川橋があります。その橋の手前を左に曲がり海側へ100mほど進んだところ左手にあります。 申請内容は、隣接地で耕作されている譲受人が経営規模拡大のため譲受の要望をしたところ譲渡人がそれに応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第33号 番号2番の申請について、1月20日に現地調査委員であります「田中一馬委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号に耀山口の三差路がありますが、そこから耀山方面に県道を800mほど上ったあたりにあります。 申請内容は、譲渡人が不在地主であったため譲受人が20年ほど前から耕作をされており、現地は現況写真のように秋起こしもされて良好に管理されていました。経営規模縮小のための譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第33号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	日程第6 議案第34号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	議案の朗読と説明をする。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第34号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第7 議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第35号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第35号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟